

各種事務事業の取扱い（市民活動関係）

各種事務事業の取扱い（市民活動関係）について提案する。

平成 16 年 2 月 27 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 3 - 1 各種事務事業の取扱い（市民活動関係）
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li><li>・ 補助金等のうち、集会所関係補助金については、合併時に再編するものとする。また、町内会補助金、保護司会補助金、防犯協会補助金、交通安全推進委員会補助金、交通安全協会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に調整するものとする。</li><li>・ コミュニティセンター管理のうち、使用料については、算定方法を石狩市に合わせ、1 時間単位とし、夏冬の区分を廃止するものとする。</li><li>・ 集会所管理のうち、使用料については、利用料金制とし各会館運営委員会において設定するものとする。</li></ul>	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26-3-1	各種事務事業の取扱い(市民活動関係)	所 管	住民福祉専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li> <li>・補助金等のうち、集会所関係補助金については、合併時に再編するものとする。また、町内会補助金、保護司会補助金、防犯協会補助金、交通安全推進委員会補助金、交通安全協会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に調整するものとする。</li> <li>・コミュニティセンター管理のうち、使用料については、算定方法を石狩市に合わせ、1時間単位とし、夏冬の区分を廃止するものとする。</li> <li>・集会所管理のうち、使用料については、利用料金制とし各会館運営委員会において設定するものとする。</li> </ul>			
区 分	具 体 の 取 扱 い			
1. 関係団体(公共的団体等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新市の一体性を確保するため、類似する団体については、合併時に統合・再編を働きかけるものとする。</li> <li>・街路灯組合及び会館運営委員会については、現行のとおりとする。</li> </ul>			
2. 附属機関等	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
3. 補助金等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li> <li>・集会所関係補助金については、新市所有の集会所との均衡を図る必要があることから、合併時に再編し、委託費相当額を助成するものとする。</li> <li>・町内会補助金、保護司会補助金、防犯協会補助金、交通安全推進委員会補助金、交通安全協会補助金については、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。</li> </ul>			
4. コミュニティセンター管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2村の施設をコミュニティセンターとして位置づけ、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。また、使用料についても算定方法を石狩市に合わせ、1時間単位とし、夏冬の区分を廃止するものとする。</li> </ul>			
5. 集会所管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2村の施設を集会所として位置づけ、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。また、管理形態については、厚田村及び浜益村に会館運営委員会の設置を働きかけ、委託方式とする。</li> <li>・使用料については、利用料金制とし各会館運営委員会において設定するものとする。</li> </ul>			
6. 市民プール管理	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
7. 火葬場管理	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
8. バス待合所管理	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

区 分	具 体 の 取 扱 い
9 . 相 談 事 務	合 併 時 に 石 狩 市 の 制 度 に 合 わ せ る も の と す る 。
10 . 生 活 ・ 交 通 安 全 事 務	合 併 時 に 石 狩 市 の 制 度 に 合 わ せ る も の と す る 。
11 . 火 葬 場 使 用 許 可 事 務	合 併 時 に 石 狩 市 の 制 度 に 合 わ せ る も の と す る 。

( 個 表 )

1. 関係団体(公共的団体等) (第9回現況調書93~95、97、100ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	石狩市連合町内会連絡協議会 札幌人権擁護委員協議会石狩部会 札幌北地区保護司会石狩分区 石狩市防犯協会連合会 石狩・厚田地区沿岸防犯協会 石狩市交通安全推進委員会 札幌北交通安全協会石狩支部	厚田村自治連合会 札幌人権擁護委員協議会石狩部会 札幌北地区保護司会石狩分区 厚田地区、望来地区防犯協会 石狩・厚田地区沿岸防犯協会 厚田村交通安全運動推進委員会 札幌北交通安全協会厚田支部	浜益村自治会連合会 札幌人権擁護委員協議会石狩部会 滝川地区保護司会浜益分区 浜益村防犯協会 浜益村沿岸防犯協会 浜益村交通安全推進委員会	新市の一体性を確保するため、類似する団体については、合併時に統合・再編を働きかけるものとする。
	石狩消費者協会 石狩市暴力追放運動推進協議会 街路灯組合(6組合) 会館運営委員会(25委員会)	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

2. 附属機関等 (第9回現況調書84、96ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附属機関	石狩市コミュニティセンター運営委員会 石狩市生活安全推進協議会	該当なし	浜益村安全で住み良いまちづくり推進協議会	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

3. 補助金等 (第9回現況調書80~83、93~95、97、100~101ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
町内会補助金	石狩市連合町内会連絡協議会補助金 (内容) 運営費の一部を助成する。 ・事業費のうち、人件費等の一部	地区自治連合会助成金 (内容) 運営費の一部を助成する。 ・世帯割(1世帯あたり) 100円 ・均等割(1連合会あたり) 5,000円 ・地域割(地域に応じ) 500円~4,000円	浜益村自治会連合会助成金 (内容) 運営費の一部を助成する。	新市においても必要であることから、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。

( 3 . 補助金等つき )

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
街路灯関係補助金	街路灯組合補助金 (内容)街路灯維持費等の一部を街路灯組合に対し補助する。 ・設置費 60%以内 ・維持費 電気料、修繕料、消耗品等 60%以内	街路灯補助金 (内容)街路灯維持費の一部を地区自治連合会に対し補助する。 ・設置費 なし(村が設置) ・維持費 電気料 80% 修繕料 100%	街路灯助成金 (内容)街路灯維持費等の一部を地区自治会に対し補助する。 ・設置費 新設経費 50%以内 ・維持費 電気料 70% ・改良費 器具取替 50%以内	街灯、街路灯、防犯灯の区分を明確にし、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
集会所関係補助金	該当なし	地区自治会館運営費助成金 (内容)望来中央集会所、聚富中央集会所及び聚富団体集会所の維持費の一部を地区自治会に対し助成する。 ・電気料、燃料費、水道料、その他維持補修費的なもの	地区自治会館運営費助成金 (内容)群別会館の維持費の一部を地区自治会に対し助成する。 ・電気料、燃料費、水道料、その他維持補修費的なもの	新市所有の集会所との均衡を図る必要があることから、合併時に再編し、委託費相当額を助成するものとする。
火葬場使用料助成金	該当なし	火葬場使用料助成金 (内容)死亡した者又は使用する者が村民であって、石狩市火葬場を使用した場合に生じる厚田村火葬場との差額を助成する。 ・満 13 歳以上の場合 20,000 円 ・満 13 歳未満の場合 12,000 円	該当なし	火葬場使用料を統一することにより、石狩市火葬場との差額が生じなくなることから、廃止するものとする。
人権擁護委員協議会補助金	札幌人権擁護委員協議会石狩部会補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	該当なし	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
消費者協会補助金	石狩消費者協会運営事業補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	該当なし	該当なし	
暴力追放運動推進協議会補助金	石狩市暴力追放運動推進協議会補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	該当なし	該当なし	

( 3 . 補助金等つづき )

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体的取扱い
生活安全モデル地域活動推進事業補助金	石狩市生活安全モデル地域活動推進事業補助金 (内容)生活安全モデル地域に指定された町内会が実施する事業費等の一部を補助する。	該当なし	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
交通安全運動事業交付金	特色ある交通安全運動事業に係る交付金 (内容)交通安全運動を独自に取組もうとする小学校に対し、活動費の一部を交付する。	該当なし	該当なし	
保護司会補助金	札幌北地区保護司会石狩分区補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	該当なし	滝川地区保護司会浜益分区補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	新市においても必要であることから、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。
防犯協会補助金	石狩市防犯協会連合会補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	厚田地区、望来地区防犯協会補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	浜益村防犯協会助成金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。 浜益村沿岸防犯協会助成金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。 滝川地区防犯協会助成金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	
交通安全推進委員会補助金	石狩市交通安全推進委員会補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	厚田村交通安全推進委員会補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	浜益村交通安全推進委員会補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	
交通安全協会補助金	札幌北交通安全協会石狩支部補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	札幌北交通安全協会厚田支部補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	滝川地区交通安全協会補助金 (内容)団体が実施する事業費等の一部を補助する。	
交通傷害保険助成金	該当なし	厚田村民交通傷害保険助成金 (内容)交通傷害保険料の一部を助成する。 ・加入者1名につき 120円	該当なし	新市の一体性及び負担公平の観点から、新市においては助成しないものとする。

4. コミュニティセンター管理 (第9回現況調書84～86ページ参照)

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体的取扱い
施設	花川北コミュニティセンター 花川南コミュニティセンター 八幡コミュニティセンター	厚田村総合センター 交流センターみなくる	ふれあいセンターきらり 浜益村ふるさと塾 浜益村林業研修センター 浜益村基幹集落センター	2村の施設をコミュニティセンターとして位置づけ、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。また、使用料についても算定方法を石狩市に合わせ、1時間単位とし、夏冬の区分を廃止するものとする。
管理形態	全施設 直営(管理の一部を石狩市公務サービス㈱へ委託)	全施設 直営 ・ の施設は、管理の一部を厚田村公務サービス㈱へ委託	全施設 直営 ・ の施設は、管理の一部を個人へ委託 ・ の施設は、管理の一部を社会福祉法人浜益村社会福祉協議会へ委託	
使用料	別記(議案集23ページ参照)	別記(議案集23,24ページ参照)	別記(議案集24ページ参照)	

5. 集会所管理 (第9回現況調書87～89ページ参照)

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体的取扱い
施設	25会館 (柏水、漁民団地、花畔農住団地、花川東、花川南第1、わかば、白樺、紅葉山、ニューあかしゃ、花川中央、親船、花川南第2、緑ヶ原、弁天、石狩中央、緑苑台グリーン、ひまわり、南1条、南3条、花川南睦美、コスモス、花畔中央、花川南、紅南、パストラル)	安瀬集会所 桂沢集会所 正利冠集会所 虹が原コミュニティセンター 古潭ふれあいセンター 聚富ふれあいセンター 望来集落センター 発足農村センター	浜益村床丹会館 浜益村実田会館 浜益村御畔地会館 浜益村送毛会館 千代志別会館 毘砂別生活館 幌生活館 浜益村生活改善センター	2村の施設を集会所として位置づけ、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。また、管理形態については、厚田村及び浜益村に会館運営委員会の設置を働きかけ、委託方式とする。使用料については、利用料金制とし各会館運営委員会において設定するものとする。
管理形態	全施設 委託(各会館運営委員会へ委託)	全施設 直営 ・ ~ の施設は、管理の一部を地区自治会へ委託 ・ ~ の施設は、管理の一部を地区自治連合会及び個人へ委託	全施設 直営(管理の一部を地区自治会へ委託)	
使用料	別記(議案集25ページ参照)	別記(議案集25ページ参照)	別記(議案集26ページ参照)	

6. 市民プール管理 (第9回現況調書90ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い		
施設	石狩市民プール	該当なし	該当なし	新市においても引き続き管理運営を行っていくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。		
管理形態	委託(石狩市公務サービス㈱へ委託)					
使用料	区 分				金 額	
	温水プール				一般	600円
					高校生	400円
					高齢者・障害者・中学生・小学生	300円
	多目的ホールA	1,500円				
	多目的ホールB	700円				
	多目的ホールC	1,000円				
温水プールは「1人1回につき」、多目的ホールは「1時間につき」						

7. 火葬場管理 (第9回現況調書91ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜益村	具体の取扱い		
施設	石狩市火葬場	厚田村火葬場	該当なし	新市においても引き続き管理運営を行っていくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。		
管理形態	直営(管理の一部を石狩市公務サービス㈱へ委託)	直営(管理の一部を厚田村公務サービス㈱へ委託)				
使用料	種 別				区 分	
					市内	市外
	火葬炉	満13歳以上の死体1体につき			5,000円	30,000円
		満13歳未満の死体1体につき			3,300円	20,000円
		埋葬された死体1体につき	2,400円	7,200円		
		死胎1体につき、身体の一部につき	2,400円	7,200円		
	焼却炉	胞衣及び産物1体につき	1,200円	4,800円		
		控室1室につき(2時間以内)	2,060円	2,060円		
		種 別	区 分			
			死亡した者又は使用者が厚田村の住民である場合	死亡した者と使用者が共に厚田村以外の者である場合		
	満13歳以上 1体	10,000円	30,000円			
	満13歳未満 1体	8,000円	25,000円			
(上記使用料の中には、控室使用料を含む。)						

(補足) 浜益村には4箇所の火葬場があるが、各地区自治会において管理している施設であり、村所有の施設ではないため、本合併協議会の協議の対象とならない。



8 . バス待合所管理 ( 第9回現況調書92ページ参照 )

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

9 . 相談事務 ( 第9回現況調書93～95ページ参照 )

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

10 . 生活・交通安全事務 ( 第9回現況調書96～101ページ参照 )

3市村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

11 . 火葬場使用許可事務 ( 第9回現況調書102ページ参照 )

石狩市及び厚田村において、事務内容に大きな差異がないことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

( 浜益村には4箇所の火葬場があるが、各地区自治会において管理している施設のため、行政としての使用許可事務は現在はない。 )

別記 コミュニティセンター使用料一覧 (単位:円)

石狩市 花川北コミュニティセンター

区 分	使 用 料	
	1時間につき	全 日
ホール	2,700	24,800
1階和室	500	4,600
1階工芸室	400	3,700
2階会議室(A、B)	500	4,600
2階会議室(C)	700	6,400
2階和室(A、B)	300	2,800
2階視聴覚室	700	6,400
2階料理室	600	5,500
陶芸窯(素焼き1回につき)		600
陶芸窯(本焼き1回につき)		1,000
一般開放個人使用(1人1回につき)		100

石狩市 花川南コミュニティセンター

区 分	使 用 料	
	1時間につき	全 日
アリーナ	2,700	24,800
1階会議室(A、B)	500	4,600
2階多目的ホール	1,600	14,700
2階和室(A、B)	300	2,800
2階料理室	500	4,600
一般開放個人使用(1人1回につき)		100

石狩市 八幡コミュニティセンター

区 分	使 用 料		
	1時間につき	全 日	特 例
アリーナ	1,500	13,800	15,000
小会議室	200	1,800	2,000
会議室(A、B)	500	4,600	5,000
調理室	300	2,800	3,000
和室(A、B)	300	2,800	3,000
一般開放個人使用(1人1回につき)		100	

厚田村 厚田村総合センター

区 分	使 用 料				
	午前	午後	夜間	全日	深夜
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	22時～9時
調理実習室	1,030	1,540	2,060	4,120	2,440
青年研修室	1,030	1,540	2,060	4,120	2,440
集会室(1号)	1,030	1,540	2,060	4,120	2,440
集会室(2号)	1,030	1,540	2,060	4,120	2,440
ホール	4,120	6,180	8,240	18,540	10,980
婦人研修室	820	1,230	1,640	3,290	1,940
老人研修室	820	1,230	1,640	3,290	1,940

(備考 3施設共通)

- 1 全日とは、午前9時30分から午後9時までをいう。
- 2 特例とは、市長が特に必要があると認めた場合において、午後9時から翌日の午前9時30分までの全時間を通して使用することをいう。
- 3 中学生以下の一般開放における個人使用は、無料とする。
- 4 ホール(花川北コミュニティセンターのホールをいう。以下同じ。)とそのステージを併用する場合は、ホールの使用料の3割増(舞台照明を使用しないときは、1割増)とする。
- 5 ホールとその移動式観覧席を併用する場合は、ホールの使用料の1割増とする。
- 6 ホールのステージを単独に使用する場合は、ホールの使用料の10分の3の額(舞台照明を使用しないときは、10分の1の額)とする。
- 7 ホールの舞台照明設備の操作を市が行う場合は、1日につき30,000円、1時間につき3,000円を加算する。
- 8 商品の宣伝、展示、即売等営利を目的として使用する場合は、5割増とする。
- 9 営利を目的として入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、次の各号に掲げる当該入場料等の額の区分に応じて、この表に定める使用料(備考11の規定の適用がある場合は、その適用後の使用料)の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算する。
  - (1) 500円を超え1,000円以下のとき 5割
  - (2) 1,000円を超え2,000円以下のとき 10割
  - (3) 2,000円を超え3,000円以下のとき 15割
  - (4) 3,000円を超えるととき 20割
- 10 1時間単位で使用する場合において、1日の使用時間(全日の時間帯に限る。)に係る使用料が全日の使用料を超えるときは、当該使用料は、全日の使用料とする。
- 11 使用料の割増の規定の適用がある場合における備考10の規定の適用については、備考10中「使用料」とあるのは、「割増後の使用料」とする。
- 12 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 13 1時間未満の使用は、1時間とみなす。

(備考)

- 1 使用時間が、各時間区分に満たない場合であっても、当該区分どおり使用したものとみなす。
- 2 使用時間の延長が認められた場合、使用料金は延長1時間を単位として各区分の1時間当たりの料金とする。
- 3 冬期間(11月1日から4月30日まで)の使用料は規定料金に100分の50を加算する。
- 4 営利を伴うもので、入場料、会費又は名称のいかんを問わずこれに類するものを徴収するときは次の区分により規定料金に加算する。
  - 入場料、会費等が1,000円未満のとき 100分の50
  - 入場料、会費等が1,000円以上のとき 100分の150
- 5 商業活動を目的とする場合は規定料金に100分の200を加算する。

厚田村 交流センターみなくる

区 分	使 用 料				
	午前	午後	夜間	全日	
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	
多目的ホール	夏期	940	1,570	1,890	3,520
	冬期	1,260	2,200	2,520	4,780
多目的研修室	夏期	630	1,100	1,360	2,470
	冬期	940	1,620	1,890	3,560
農村体験室	夏期	630	1,100	1,360	2,470
	冬期	940	1,620	1,890	3,560
農村加工実習室	夏期	630	1,100	1,360	2,470
	冬期	940	1,620	1,890	3,560
多目的広場		5,000	5,000	-	10,000
物産コーナー(7日単位)		-	-	-	1,000

(備考)

- 1 午前は午前9時から正午まで、午後は正午から午後5時まで、夜間は午後5時から午後10時まで、全日は午前9時から午後10時までとする。
- 2 夏期は5月1日から10月31日までとし、冬期は11月1日から4月30日までとする。
- 3 使用時間が各時間区分に満たない場合であっても、当該区分どおり使用したものとみなす。
- 4 入場料、会費又は名称のいかんを問わず、これに類するものを徴収するときは、次の区分により規定料金を加算する。  
 入場料、会費等が1,000円未満のとき 100分の50  
 入場料、会費等が1,000円以上のとき 100分の150

浜益村 ふれあいセンターきらり

区 分		使用料	特別使用料			
		1時間あたり	葬儀(2日間料金)			
多目的ホール	夏期	3,040	夏期 50,000	夏期 13,000		
	冬期	3,950				
調理加工実習室	夏期	390			冬期 65,000	冬期 17,000
	冬期	500				
視聴覚室	夏期	360				
	冬期	460				
集会室(和室)	夏期	360				
	冬期	460				

浜益村 浜益村林業研修センター

区 分		使用料	特別使用料	
		1時間あたり	葬儀(2日間料金)	
研修室	夏期	470	夏期 18,310	
	冬期	610		
実習室	夏期	60		冬期 23,800
	冬期	70		
和室(A)	夏期	60		
	冬期	70		
和室(B、C)	夏期	40		
	冬期	50		
調理室	夏期	130		
	冬期	160		

浜益村 浜益村ふるさと塾

区 分		使用料	使用料
		1時間あたり	1回あたり
全館使用	夏期	2,320	-
	冬期	3,020	-
陶芸塾	夏期	220	-
	冬期	280	-
味塾	夏期	180	-
	冬期	230	-
工芸塾	夏期	190	-
	冬期	240	-
研修室	夏期	260	-
	冬期	330	-
窯(素焼)		-	2,000
窯(本焼)		-	3,000

浜益村 浜益村基幹集落センター

区 分		使用料	特別使用料	
		1時間あたり	葬儀(2日間料金)	
集会室(A)	夏期	480	夏期 22,810	
	冬期	620		
集会室(B)	夏期	210		冬期 29,650
	冬期	270		
第1研修室	夏期	320		
	冬期	410		
和室	夏期	160		
	冬期	200		
調理室	夏期	90		
	冬期	110		

(摘要 4 施設共通)

- 1 夏期、冬期の区分  
 夏期 5月1日から10月31日まで  
 冬期 11月1日から4月30日まで
- 2 1時間未満の使用については、1時間の使用とみなし、使用料を徴収する。
- 3 営利又は営業の目的で使用する場合の使用料は、基本料金の10割増し、村外使用者による使用については、基本料金の30割増しとする。

別記 集会所使用料一覧 (単位：円)

石狩市 全会館(25会館)

1室1時間につき、1,200円を上限とし、各運営委員会において設定する。

厚田村 安瀬集会所

区 分		使 用 料				
		午前	午後	夜間	全日	深夜
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	22時～9時
集会室	夏期	300	560	770	1,300	770
	冬期	420	770	1,030	1,770	1,040

厚田村 桂沢集会所

区 分		使 用 料				
		午前	午後	夜間	全日	深夜
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	22時～9時
集会室	夏期	300	560	770	1,300	770
	冬期	420	770	1,030	1,770	1,040

厚田村 正利冠集会所

区 分		使 用 料				
		午前	午後	夜間	全日	深夜
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	22時～9時
集会室	夏期	300	560	770	1,300	770
	冬期	420	770	1,030	1,770	1,040

厚田村 虹が原コミュニティセンター

区 分		使 用 料				
		午前	午後	夜間	全日	深夜
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	22時～9時
集会室	夏期	610	1,080	1,330	2,410	1,420
	冬期	920	1,590	1,850	3,840	2,060
談話室(A、B)	夏期	220	460	610	1,030	610
	冬期	340	610	770	1,370	810
多目的ホール	夏期	940	1,570	1,890	3,520	2,080
	冬期	1,260	2,200	2,520	4,780	2,830

厚田村 古潭ふれあいセンター

区 分		使 用 料				
		午前	午後	夜間	全日	深夜
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	22時～9時
集会室	夏期	920	1,540	1,850	3,440	2,030
	冬期	1,230	2,160	2,470	4,680	2,770
和室1	夏期	300	570	770	1,310	770
談話室2	冬期	420	770	1,030	1,770	1,040
	夏期	220	460	610	1,030	610
相談室	冬期	340	610	770	1,370	810

厚田村 聚富ふれあいセンター

区 分		使 用 料				
		午前	午後	夜間	全日	深夜
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	22時～9時
大集会室	夏期	920	1,540	1,850	3,440	2,030
	冬期	1,230	2,160	2,470	4,680	2,770
集会室、老人室	夏期	300	570	770	1,310	770
	冬期	420	770	1,030	1,770	1,040
談話室1	夏期	220	460	610	1,030	610
	冬期	340	610	770	1,370	810

厚田村 望来集落センター

区 分		使 用 料				
		午前	午後	夜間	全日	深夜
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	22時～9時
集会室	夏期	1,150	1,850	2,000	3,870	2,290
	冬期	1,380	2,310	2,620	5,020	2,970
相談室	夏期	420	610	820	1,050	620
	冬期	540	770	970	1,330	780
第1研修室	夏期	720	1,080	1,330	1,800	1,060
	冬期	840	1,230	1,490	2,080	1,230
第2研修室	夏期	650	970	1,230	1,620	950
	冬期	770	1,130	1,390	1,910	1,130

厚田村 発足農村センター

区 分		使 用 料				
		午前	午後	夜間	全日	深夜
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時	22時～9時
集会室	夏期	920	1,540	1,850	3,440	2,030
	冬期	1,230	2,160	2,470	4,680	2,770
和室(A、B)	夏期	220	460	610	1,030	610
	冬期	340	610	770	1,370	810

(備考 8施設共通)

季節の区分

夏期は5月1日から10月31日まで

冬期は11月1日から4月30日まで

浜益村 浜益村床丹会館

区 分		使 用 料 1時間あたり	特別使用料 葬儀(2日間料金)
集会室	夏期	260	夏期 13,840
	冬期	330	
和室	夏期	80	冬期 17,990
	冬期	100	
調理室	夏期	30	40
	冬期	40	

浜益村 千代志別会館

区 分		使 用 料 1時間あたり	特別使用料 葬儀(2日間料金)
集会室	夏期	190	夏期 13,030
	冬期	240	
和室	夏期	70	冬期 16,930
	冬期	90	
調理室	夏期	30	40
	冬期	40	

浜益村 浜益村生活改善センター

区 分		使 用 料 1時間あたり	特別使用料 葬儀(2日間料金)
集会室	夏期	340	夏期 15,250
	冬期	440	
和室	夏期	100	冬期 19,820
	冬期	130	
調理室	夏期	70	90
	冬期	90	

浜益村 浜益村実田会館

区 分		使 用 料 1時間あたり	特別使用料 葬儀(2日間料金)
集会室	夏期	390	夏期 16,090
	冬期	500	
和室 A	夏期	80	冬期 20,910
	冬期	100	
和室 B	夏期	70	90
	冬期	90	
調理室	夏期	50	60
	冬期	60	

浜益村 毘砂別生活館

区 分		使 用 料 1時間あたり	特別使用料 葬儀(2日間料金)
集会室	夏期	230	夏期 15,280
	冬期	290	
和室	夏期	120	冬期 19,860
	冬期	150	
休憩室	夏期	60	70
	冬期	70	
調理室	夏期	100	130
	冬期	130	

浜益村 浜益村御料地会館

区 分		使 用 料 1時間あたり	特別使用料 葬儀(2日間料金)
集会室	夏期	190	夏期 13,030
	冬期	240	
和室	夏期	70	冬期 16,930
	冬期	90	
調理室	夏期	30	40
	冬期	40	

浜益村 幌生活館

区 分		使 用 料 1時間あたり	特別使用料 葬儀(2日間料金)
集会室	夏期	360	夏期 16,690
	冬期	460	
和室 A	夏期	90	冬期 21,690
	冬期	110	
和室 B	夏期	120	80
	冬期	150	
調理室	夏期	80	100
	冬期	100	

浜益村 浜益村送毛会館

区 分		使 用 料 1時間あたり	特別使用料 葬儀(2日間料金)
集会室	夏期	230	夏期 13,450
	冬期	290	
和室	夏期	60	冬期 17,480
	冬期	70	
調理室	夏期	40	50
	冬期	50	

(摘要 8 施設共通)

1 夏期、冬期の区分

夏期 5月1日から10月31日まで

冬期 11月1日から4月30日まで

2 1時間未満の使用については、1時間の使用とみなし、使用料を徴収する。

3 営利又は営業の目的で使用する場合の使用料は、基本料金の10割増し、村外使用者による使用については、基本料金の30割増しとする。